

諮問日：令和元年7月12日（令和元年度（最情）諮問第20号）

答申日：令和元年12月20日（令和元年度（最情）答申第67号）

件名：海外渡航先の一覧等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成28年度以降の海外渡航先の一覧及びその目的、人数がわかる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年3月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人が数年前に別年度の同様趣旨の開示申出をしたところ、御庁では、エクセル形式の渡航先と日程がわかる表を示す文書を開示した。その後、作成しなくなったというのは不自然である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所は、本件開示申出文書について、「平成28年度以降の海外渡航先、その目的及び人数を一覧表にした文書」と整理し、該当する文書が存在しないか探索した。しかし、海外渡航先、その目的及び人数が分かる一覧性のある文書は存在しなかった。

なお、苦情申出人からは、平成28年7月26日に「海外出張先の状況の概要がわかる文書（渡航先、人数、回数、期間の状況がわかる文書）」の開示を

求める申出（以下「前回申出」という。）がされ、最高裁判所は、渡航先及び日程についてのみ、文書開示に代わる情報提供として、苦情申出人に提供した。苦情申出人のいう「別年度の同様趣旨の開示申出」はこれを指しているものと思われるが、本件申出は前回申出とは申出内容が異なるものであり、前回申出と同様の情報提供をすべき場合にはあたらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年7月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審議
- ④ 同年11月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示の申出に係る海外渡航先、その目的及び人数が分かる一覧性のある文書は存在せず、前回申出に対しては、文書開示に代わる情報提供として、渡航先及び日程についてのみ苦情申出人に提供したとのことである。この点について、当委員会庶務を通じて確認した結果、上記一覧性のある文書は、司法行政事務を処理するに当たり、現状において作成する必要がなく、従来から作成していないこと、このことは前回申出の時点においても同様であったが、前回申出に対しては文書開示に代わる情報提供として対応したとのことである。このような確認結果も踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を

保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人